令和 7 年度

第 4 回 立 木 公 売 公 告

資格付一般競争 入札のご案内

令和7年12月17日(水) 入札10時00分開 始 締切10時05分即時開札

常日頃、国有林材へのご愛顧を賜り誠に有り難うございます。 今後も引き続き国有林材のご利用をお願いいたします。

> 今回の立木販売は、 分収造林の皆伐:6件 となっております。

入札条件等を熟読のうえ、 ご参加くださいますよう宜しくお願いいたします。

〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3923-1 **利根沼田森林管理署**

電話 0278(24)5535 FAX 0278(24)5562

公 売 公 告

令和7年11月14日 分任契約担当官 利根沼田森林管理署長 田中 直哉

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程(昭和25年5月17日農林省告示第132号)及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和7年12月17日(水)

入札開始 10時00分

締切 10時05分 締切後即時開札

- 2 入札及び開札の場所利根沼田森林管理署 入札室
- 3 郵便入札 認めます。
 - (1)送付場所 〒378-0018群馬県沼田市鍛冶町3923-1 利根沼田森林管理署
 - (2) 到着期限 12月16日(火) 17時00分必着。 *上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
 - (3) その他留意事項

<u>封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ</u>、外封筒には「立木公売入札書在中」と 朱書し、<u>書留または配達証明</u>でお送り下さい。

- 4 入札物件
 - (1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。
 - ア 売払番号
 - イ 物件所在地
 - ウ 伐採種(皆伐・間伐等)
 - エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分
 - 才 搬出期間

- カ 樹種・数量・収穫面積
- (2)物件毎の(特約事項・入札条件等)については、別紙4「特約事項」、別紙5「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道作設)」及び各販売物件明細書内の「搬出の条件等」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

<u>令和7年度から令和11年度</u>の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1)入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額 を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めない ので注意願います。
- (2)入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数 切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されている ものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、 全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

- (1)代理人の入札への参加
- ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任 状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、<u>入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名</u>を 記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2)無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者 のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに談合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しく はその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札時刻に遅れてした入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する 行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高 の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をし た者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。 また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

- (1)契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2)契約の締結期限は令和7年12月18日(木)とします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1)1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金=(契約代金×延納期間×延納利率)÷365日 ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2)延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内 とします。

13 物件の引渡

- (1)物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業 林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供 があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を利根沼田森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を利根沼田森林管理署長に提出して下さい。

14 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書:利根沼田森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書(案):利根沼田森林管理署で閲覧して下さい。

利根沼田森林管理署のホームページアドレス

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tone_numata/index.html

- (2) 各規程等
 - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
 - イ 国有林野の産物売払規程
 - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
 - 工 各種様式 (別紙1:委任状、別紙2:入札書)

上記ア~エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html

ホームページを閲覧できない方は、利根沼田森林管理署 業務グループ(経営担当)へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html

15 その他留意事項

- (1)入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2)本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを 証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3)発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、 任意様式により証明して下さい。
- (4) 適格請求書(インボイス)の交付について
 - ア 国は適格請求書発行事業者です。
- イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載 しますので、納入告知書とあわせて適格請求書(インボイス)の交付とします。
- ウ 民収分を含む物件(分収造林・分収育林・官行造林)については、適格請求書 (インボイス)の交付は売買契約書に別紙6-1「売買代金明細書」を添付する こととし、納入告知書とあわせて適格請求書(インボイス)の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点(公告時点)における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求 書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に 対する割合は、別紙6-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu rinya/kokuyuurinya invoice.html

- (5) 林産物や林業機械等のトラック運搬について、運搬に使用する車両が運搬区間 を走行可能であるか、現地確認のうえ、入札してください。
- (6)分収造林契約箇所の代金納付方法については、別紙7を参照してください。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

利根沼田森林管理署 業務グループ (経営担当)

電話番号 0278-24-5535

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程 (平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三 者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱 紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称 代表者氏名

分任契約担当官 利根沼田森林管理署長

殿

注意:代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状(別紙1-2)を提出し、その代理人に入 札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

別紙 1-1

【 記 入 例 】 委 任 状 (例)

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

3 入札に関する一切の件

〇〇年〇〇月〇〇日 (入札年月日)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇 〇〇 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

分任契約担当官 利根沼田森林管理署長

殿

注意:代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状(別紙1-2)を提出し、その代理人に入 札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

住 所

商号又は名称 代表者氏名

分任契約担当官 利根沼田森林管理署長

殿

【 記 入 例 】 委 任 状 (例)

私は、都合により△△ △△を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

 〇〇年〇〇月〇〇日
 から
 〇〇年〇〇月〇〇日

 (提出年月日または、それ以降の日付)
 (当該年度以内の日付)

〇〇年〇〇月〇〇日 (提出年月日)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

分任契約担当官 利根沼田森林管理署長

殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契 約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び 関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札しま す。

> 年 月 В

分任契約担当官 利根沼田森林管理署長 殿

> (入札者) 住 所

商号又は名称 代表者氏名

(代理人) 氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名 押印」を行うこと。

札.

別紙2 番札

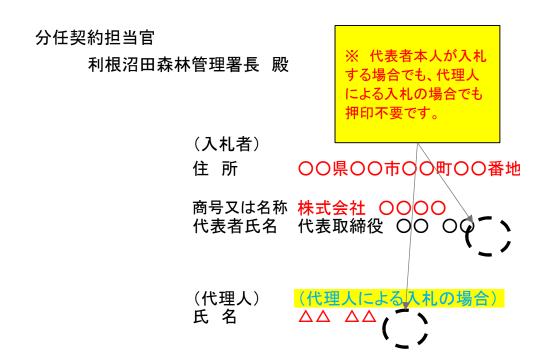
第

入札番号 第 〇 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
	¥	1	2	3	4	0	0	0

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契 約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び 関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札しま す。

〇〇年 〇〇月 〇〇日



(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名 押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると き
 - (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

特約事項

1. 物件の引き渡しについて

買受人が現地を確認したもので、同意が得られた場合には、「買受人立会いによる引き渡しは行わないものとする」いわゆる「みなし引渡し」とする事としますのでご協力願います。この場合、物件の引渡し等は次のとおりとなります。

- (1) 代金の全部(売払規程第27条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金)の納入があった時、又は代金延納担保の提供(売払規程第29条第2項の規定による違約金を徴収する場合にあっては代金延納担保の提供及び当該違約金の納入)があった時(代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時)に引渡しがあったものとみなすものとする。
- (2) 買受人は前記(1)により、引渡しがあったものとみなした時の日付をもって引渡し領収書を森林管理署長に提出するものとする。

2. 作業着手前

- (1) <u>「立木販売箇所の事業計画書」</u>の提出については、別紙5「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりです。なお、提出していただいた計画書については労働安全衛生の確保に資するため、関係労働基準監督署に情報提供いたしますのでご承知おき願います。
- (2) 作業着手前には、事前に該当森林官等へ連絡し、官民界及び販売区域等の確認を受けてください。官民界または販売区域を超えて伐採(誤伐)しないようにお願いします。
- (3) 国有林内既設作業道及び土場敷(以下「既設作業道等」という)については 無料利用承認申請によらず現況により使用することを承認します。なお既設作 業道等以外へ、契約区域外で新規に搬出路や土場敷を作設する場合には、無料 利用承認申請が必要となりますので該当森林官等へ連絡し、手続きを行ってく ださい。
- (4) 搬出路作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は 搬出支障木の調査及び手続きに時間を要することから、余裕をもって該当森林 事務所に申し出てください。なお、作業着手前に、必ず搬出支障木の売買契約 代金納入のうえ金融機関の領収印のある納入告知書の写し(分収林契約箇所に ついては、民収分の代金振り込み証書の写しも添えて)を森林管理署に提出し てください。また、搬出関係で幼齢造林地を通過する場合、支障木は必要最小 限にとどめるよう計画してください。
- (5) 買受物件の内外を問わず、<u>保安林内</u>において、搬出路や土場等を作設又は利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への協議(署が実施)が必要となります。支障木の調査及び手続きには時間を要することから、作業着手前に余裕をもって該当森林事務所に申し出てください。
- (6) 民有地を搬出等に使用する場合、民有地の所有者との交渉は、買受人が行ってください。また、公道等の利用における申請等については、買受人において所定の手続きを行うことになります。土場の作設・ガードレールの撤去など公道を使用する場合は、道路占用許可を受けてください。万一、道路等周辺施設に損傷を与えた場合は、買受人が当該所有者と協議のうえ買受人の負担により修復または賠償等を行っていただくこととなります。

3. 伐採及び搬出作業の実施

- (1) 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出してください。特別な理由により立木を残す場合は、あらかじめ森林官等と協議してください。
- (2) <u>「官民境界標識」の穀損、亡失等の無いように留意願います。万一、毀損亡失</u>等があった場合は、買受人の負担で復元していただくことになります。
- (3) 択伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、契約対象外の立木 の保護その他当該森林の保護に努めてください。
- (4) 末木枝条、残材、根株等を沢の付近や土場周辺に放置しないでください。 また、<u>搬出路に水切り等の排水施設を適切に整備</u>し、降雨時に泥水等が直接沢 や林道公道等に流出しないようにしてください。特に、洗い越し等の沢付近で の作業は、下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意してくだ さい。
- (5) 買受人は、労働安全衛生、山林火災及び、天候の急変等に十分注意し、作業を実施してください。<u>万一、労働災害等が発生した場合</u>は、該当森林官等もしくは、森林管理署へ連絡してください。また、狩猟期間中及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の入り口等の分かりやすい箇所に提示してください。
- (6) 搬出路作設については、別紙5<u>「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)</u>のとおりとします。販売区域内の工作物、水路、歩道等については、損傷させることのないようにお願いします。損傷させた場合については、原状復旧していただきます。
- (7) 販売箇所の下方に人家、道路、鉄道その他重要な保全対象が存在する場合に は、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等が落下しないようにお願いします。

4. 作業完了後

(1) 作業終了時には、<u>該当森林官等へ「作業完了」の旨連絡</u>し、現地の確認を受けてください。

5. その他

(1) 相俣・月夜野森林事務所の内<u>212林班~248林班</u>は、赤谷プロジェクト 地域協議会・公益財団法人日本自然保護協会・林野庁関東森林管理局の三者協 働により「生物多様性の復元」と「持続的な地域づくり」を目指し赤谷の森と して管理しています。

伐採・搬出可能期間については、猛禽類の生息環境保全のため、<u>原則8月か</u>ら11月までの4ヶ月間となります。

ただし、猛禽類の営巣状況などにより上記4ヶ月間とは異なる作業期間となる場合がありますので、<u>各販売物件の「搬出の条件等」をご確認願います。</u>

(2) 上記のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守してください。

特約事項(立木販売) (伐採・搬出、森林作業道等作設)

1 買受人は、<u>「主伐時における伐採・搬出指針」</u>を遵守しなければならない。 ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。

「主伐時における伐採・搬出指針」については、下記リンクでご覧ください。 http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212 rintihozen.html

2 事業計画書等の提出及び承認

- (1)買受人は、現地を精査の上、<u>「立木販売箇所の事業計画書」</u>を作業に着手する <u>15日前</u>までに当該事業地を管轄する森林官等(以下「森林官」という)を経由の上 利根沼田森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
- (2) <u>事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。</u>添付する図面は、別途作成する図面(保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど)を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、<u>「伐採及び搬出に係る</u>チェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
- (3)買受人は(1)で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要が生じたと きは、その変更について森林官を経由の上、利根沼田森林管理署長に提出し、その承 認を受けること。
- (4)買受人は、(1)及び(3)に基づいて提出した事項について、利根沼田森林管理 署長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。

(1) 路網

ア配置

- (ア)路網は、フォワーダ等車輌系林業機械(以下、林業機械等という)が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう 配置する。

イ 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができる。

ウ 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m 程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分(岩石の場合は3分)とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm 程度の層ごとに バケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を 30cm 程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設ける などして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

工 伐盟

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅と する。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象(以下、人家等という)又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

- イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。
- ウ 本特約事項に指定していないものについては、<u>森林作業道作設指針</u>によることを基本とする。

<u>「森林作業道作設指針」</u>については、下記リンクでご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212 rintihozen.html

4 利根沼田森林管理署長は、1、3の不遵守や、2(1)及び(3)において承認した 事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがある など、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担におい て、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合 において、買受人は利根沼田森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。

様 式 1

立木販売箇所の事業計画書

令和 年 月 日

利根沼田森林管理署長 殿

(森林事務所 森林官 経由)

買受者の所在地:	
名 称:	
 代表者名:	
	

	区		分		内容
	契	約	方	法	·公売·随契 契約月日 令和 年 月 日
場所 及び	契	約	場	所	· 国有林 林班 小班(全·内)
数量 等	契	約	数	量	・面積 ha ・樹種 外 ・材積 m3
	伐	採	方	法	・ 皆伐 ・間伐 ・その他 ()
	作	業(の形	態	・ 自社 ・下請 ・その他()
	作	業	期	間	・(自)令和 年 月 日~(至)令和 年 月 日
伐	搬	出	方	法	・架線集材 ・トラクター集材 ・その他 ()
採搬	従事	作業	員の	内訳	・作業員数 名 (常雇 名 臨時 名)
出計					• 住 所:
画		下請等の場合の相手方 の住所・氏名・電話番			•名 称:
	号	1 1	10 €	roo ee	• 代表者:
					• 電 話:
	現場	責任:	者の日	名等	·氏 名: tel:
現場 責任	林業	架線	作業主	任者	•氏 名:
者等の氏	地山	掘削	作業主	任者	•氏 名:
名	車両	系建	設機板	越運 転	•氏 名:
	かか	り木の	の処理	里業 務	•氏 名:

安全指導等の記録

No.1

指	導 结	₹ 月	日	作	業	の	内	容	±	全	+E	谱	等	Φ.	ф	灾
指	導	者	名	従	事	者	の	数	女	王	相	等	守	(U)	i/J	容
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	日													
R	年	月	B													
R	年	月	Ħ													

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者:

売買物件の所在地:	
チェック項目	確認
(1)伐採区域の確認	
① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。	
② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。	
③ 区域表示の方法(標示の明瞭度、間隔等)を確認、また現場末端まで周知を	
④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を (2) 林地保全に配慮した集材施設の設計	保全する。
① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。	
② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は渓流等	から野難をおいて配
置する。	2000年度である。(日本)
④ 森林作業道等は、渓流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。	
⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由	することも検討し、
森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林	作業道竿・十堪を配
置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路	
した森林作業道等・土場の配置とする。	
⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。	
⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。や 合は、土砂が渓流等に流出しない工夫をする。	むを得ず作設する場
③ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工	<u> </u>
① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。	
② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、	丸太組み工等を活用
する。	
③ 余剰な残土・根株については、渓流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に	、安定した状態で置
く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食さ	れにくい筒所でこま
めに行う。	VOIC (I III) CCS
⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を	· · · ·
⑥ 渓流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一	段下げる、暗渠の場
合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。 (4)作業実行上の配慮	
) 4/ 30) w 66 a 14 m
① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を講じる。	を敷設する等の措置
② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する	場合には、丸太等の
敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。	
③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下	防止に必要な対策を
講じる。 ④ 枝条等は渓流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。	
5 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
(5) 事業中・実施後の整理	
① 事業中は必要により、事業完了間近の時点に森林官等に現場立会いを求め、	林地保全上の措置等し
について協議する。	11 - 2 - 11 - 2 - 11 - 11

- ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。

(6)生物多様性への配慮

- ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の 時期の変更等の対策を講じる。
- ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。

売買代金明細書

○○○○株式会	€社		
代表取締役	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$	あて

小計

T8000012050001

利根沼田森林管理署

売買契約年月日 売買契約番号 年 月 日

売買物件の所在場所(分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町 村名 字名 地番等)

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額(10%)
光真代並 口可做		
うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額(10%)
対象金額		
<内訳>		
インボイス対象	税込金額	うち消費税額(10%)
①官収分		_
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		
小計		
インボイス対象外	税込金額	うち消費税額(10%)
③民収分		_

○適格請求書(インボイス)の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等に よることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者 (課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に 対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

- ※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに 記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費 税相当額(税率10%で計算した額)とは一致しない場合があります。
- ※2 当該割合は、現時点(公告時点)で把握している数値であり、変動 する場合があります。

1号物件	(分収造林)	10.	00%
2号物件	(分収造林)	3.	00%
3号物件	(分収造林)	2.	00%
4号物件	(分収造林)	3.	00%
5号物件	(分収造林)	2.	00%
6号物件	(分収造林)	3.	00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控 除率は計算されていません。

≪分収造林契約箇所の代金納付方法について≫

今回公売の<u>分収造林</u>契約箇所については、通常の立木販売の代金納付とは異なる点がありますので、下記事項をご理解の上、入札に参加されますようお願い申し上げます。

- ① 立木販売代金の内、<u>官収分については、国の発行する納入告知書により納付</u>してください。
- ② 民収分については、分収造林契約者の指定する金融機関口座への振込をお願いします。振込手数料については、立木を買受けた方の負担となります。

(民収分の振込手数料については、あらかじめ予定価格から控除してあることを申 し添えます。)

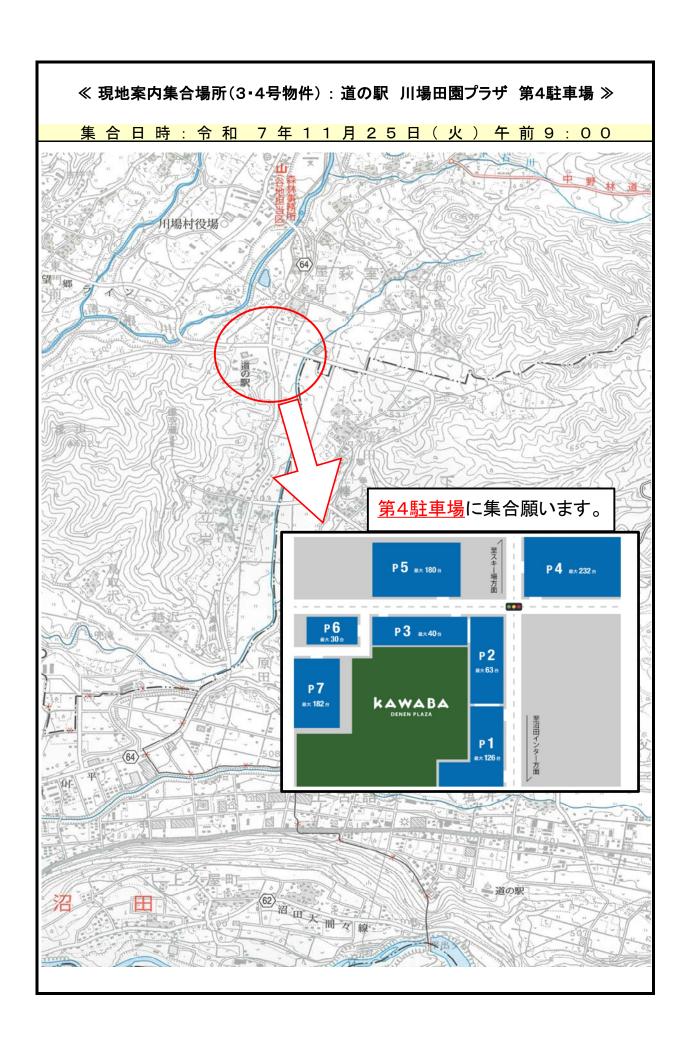
現地案内について

現地案内を下記日程により行いますので、ご希望の方は時間までにご参集ください。

売払 番号	林小班	集合日時	集合場所	担当者	備考
1号	沼田:6よ	令和7年	サラダパーク沼田	森林官(沼田)	【分収造林】
2号	沼田:7る	12月3日(水) 9:00~	駐車場	沼田森林事務所 TEL:0278-22-3609	【分収造林】
3号	谷地:38と4	令和7年 11月25日(火)	道の駅 川場田園プラザ	森林官(谷地) 谷地森林事務所	【分収造林】
4号	谷地:39ぬ	9:00~	第4駐車場	在地林怀尹扬加 TEL:0278-52-2017	【分収造林】
5号	沼田:163い	令和7年 12月4日(木)	利根沼田森林管理署	森林官(沼田) 沼田森林事務所	【分収造林】
6号	沼田:164り	9:00~	駐車場	7日山森怀事场別 TEL:0278-22-3609	【分収造林】

< メモ >

≪ 現地案内集合場所(1・2号物件): サラダパーク沼田 駐車場 ≫ 集合日時:令和7年12月3日(水)午前9:00 大戸屋山 (戸屋) 沼 H 市 至 上発知 サラダパーク沼田 駐車場 利根沼田望郷ライン



≪ 現地案内集合場所(5•6号物件): 利根沼田森林管理署 駐車場 ≫ 集合日時:令和7年12月4日(水)午前9:00 沼田町 (274) 沼田市役所 沼田市役所 291) 至 沼田駅 沼田駅入口 新鷺石橋 【 利根沼田森林管理署 】 至 国道17号

令和7年度 第4回 立木公売物件一覧表

売払 番号		面 積 (ha)	樹 種	本 数 (本)	材 積 (㎡)	備考
1	沼田市佐山字天沼乙1/1国有林 沼田(森) 6よ 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 68 年生	2.99	スギ 外	_	2,143.91	【分収造林】 〇標準地調査法
2	沼田市上発知字迦葉山丙350/1国有林 沼田(森) 7る 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 69 年生	19.39	スギ 外	_	8,222.36	【分収造林】 ○標準地調査法 ○官民界標識注意 ○土場・一部搬出路: 民有地借り上げ要
3	利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林谷地(森) 38と4 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 51 年生	1.27	スギ 外	_	866.88	【分収造林】 〇標準地調査法 <mark>〇官民界標識注意</mark>
4	利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林谷地(森) 39ぬ 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 56 年生	2.59	スギ 外	-	1,247.12	【分収造林】 〇標準地調査法 〇官民界標識注意 〇5月~7月・9月~11月の火・木曜日午前9:00~ 10:30、午後13:00~14:30の間は搬出作業不可
5	沼田市下川田町字下川田子持山国有林 沼田(森) 163い 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 56 年生	6.72	スギ 外	-	4,834.26	【分収造林】 〇標準地調査法 ○官民界標識注意 ○貸付している施設(電柱・道路敷)があるため損傷 させることのないように注意 ○送電線に接近している立木があるため注意 ○区域周辺に取水施設があるため沢を汚さないように 注意
6	沼田市下川田町字下川田子持山国有林 沼田(森) 164り 林小班 伐採種 皆伐【分造】 林齢 60 年生	5.70	スギ 外	-	4,181.17	【分収造林】 〇標準地調査法 <mark>〇官民界標識注意</mark>
	合 計	38.66		_	21,495.70	

[※] 詳細については、各物件明細書をご確認ください。

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされた森林の立木である。

売 払 番 号 1 号 (合計)

MEMO

1 物件所在地 沼田市佐山字天沼乙1ノ1国有林 6よ 林小班 【分収造林】

2 伐採方法 皆 伐 3 伐採面積 2.99 ha 4 林 68 年生 5 搬出期限

36 ヶ月 6 調査方法 7 物件内訳

樹 種

カラマツ

スギ

低質材L

†	漂準地調査法		3番札		
種 類	類別	本数(本)	材積(㎡)		
		_	1,614.46		
生立木 一般用材		_	32.76	2番札	
一般材N計		_	1,647.22	と甘化	
一般材計		_	1,647.22		
生立木パルプ用材		_	373.94		
		_	122.75	1番札	
パルプ用材計	•	_	496.69	「田化	
合計		_	2.143.91		

一般用材主要樹種径級別内訳(<mark>標準地)</mark>								
標準地1	スギ			標準地3	カラマツ			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積	
30	23	1	0.78	36	24	1	1.17	
32	25	2	1.88	38	27	1	1.45	
32	27	1	1.02					
36	25	1	1.15					
36	26	1	1.20					
38	25	2	2.54					
38	28	2	2.86					
40	29	1	1.63					
40	30	1	1.69					
42	28	1	1.69					
46	29	1	2.06					
48	29	1	2.23					
48	30	1	2.30					
50	29	1	2.39					
標準地2		スギ						
胸高直径	平均樹高	本数	材積					
22	24	1	0.48					
24	21	1	0.48					
26	22	1	0.58					
28	23	1	0.69					
28	25	1	0.77					
30	23	1	0.78					
30	24	1	0.82					
32	22	1	0.82					
32	24	2	1.80					
32	25	2	1.88					
32	26	5	4.90					
34	25	1	1.04					
34	27		1.13					
36 40	23 25	1 1	1.06 1.39		+			
40	26	<u>1</u>	1.45		+			
40	27	2	3.02					
42	25	1	1.51		+			
46	26	1	1.85	小	計	2	2.62	
			51.87	<u>.</u> 合		45	54.49	
区域面積:		43 2.49			区域面積:	0.50		
標準地	!面積(1•2):	0.08		標準	基地面積(3):	0.04		

8 搬出の条件等

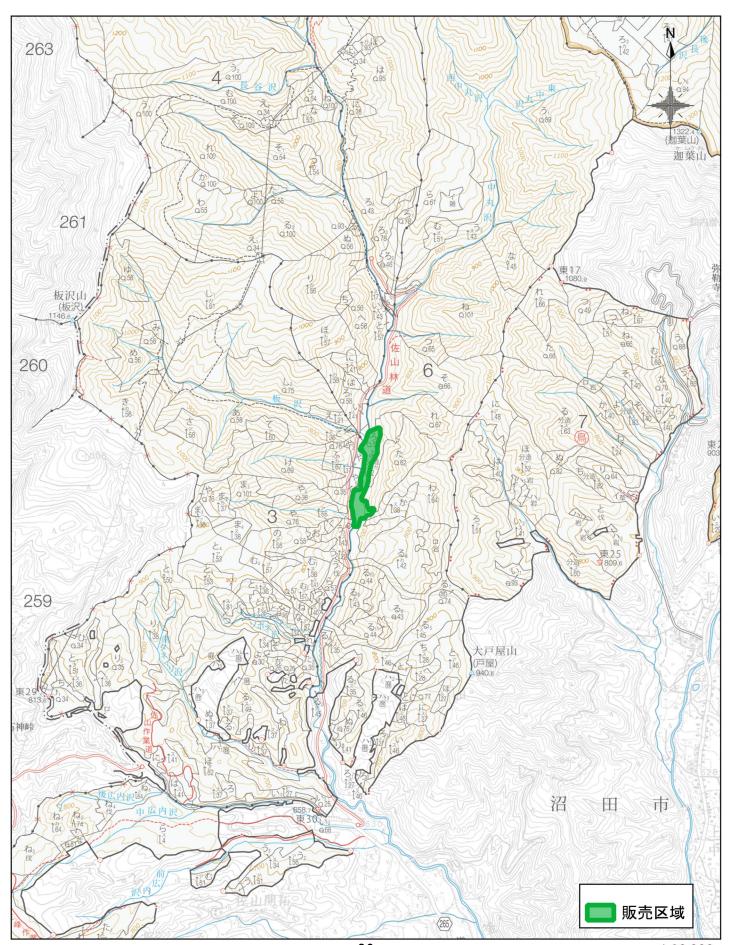
O【分収造林】

⁹ その他の条件等

〇本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積 比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。

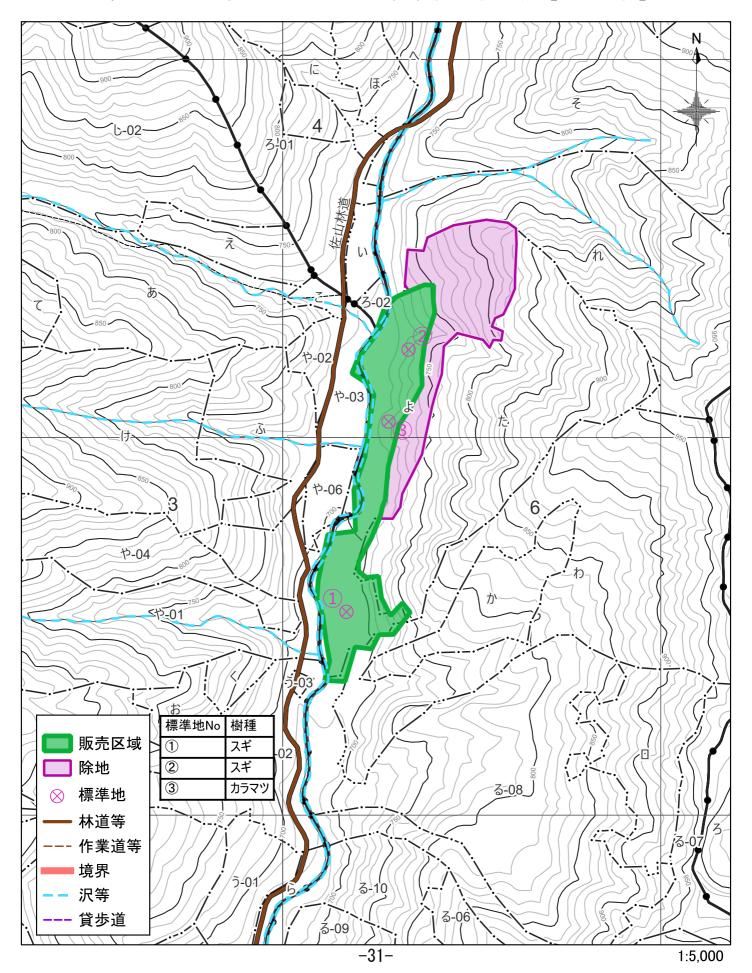
<< 物件位置図 >>

場所 : 沼田市佐山字天沼乙1ノ1国有林6よ林小班 【分収造林】



<< 物件区域図 >>

場所 : 沼田市佐山字天沼乙1ノ1国有林6よ林小班 【分収造林】



売 払 番 号 2 号 (合計)

1 物件所在地 沼田市上発知字迦葉山丙350/1国有林 7る林小班 【分収造林】

 2 伐採方法
 皆 伐

 3 伐採面積
 19.39 ha

 4 林 齢
 69 年生

 5 搬出期限
 36 ヶ月

 6 調査方法
 標準地調査法

 7 物件内訳

樹 種	種 類	類 別	本数(本)	材積(㎡)		
スギ		一般用材	_	804.33	MEMO	
カラマツ	生立木		ı	871.53	3番札	
アカマツ	エガバ		I	1,743.68		
モミ			_	257.58		
	一般材N計		_	3,677.12		
	一般材計			3,677.12		
スギ	生立木	主立木 パルプ用材	-	454.54	2番札	
カラマツ			1	182.58		
アカマツ			I	1,779.21		
モミ			-	169.06	1番札	
低質材L			_	1,959.85		
パルプ用材計			_	4,545.24	田化	
合計			_	8,222.36		

			用材主要樹種	[径級別内訳(標準地)		
標準地1				標準地2	スギ		
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
12	9	1	0.05	12	8	1	0.05
12	11	1	0.07	18	18	1	0.24
14	12	1	0.10	20	15	1	0.24
16	11	1	0.11	20	16	1	0.25
16	14	1	0.15	20	18	1	0.29
18	15	1	0.19	20	19	1	0.30
18	16	1	0.21	22	19	1	0.36
18	17	1	0.22	24	20	1	0.45
20	13	1	0.20	26	22	1	0.58
20	15	1	0.24	28	20	1	0.59
22	16	1	0.30	28	24	1	0.73
22	17	1	0.32	30	20	1	0.66
24	18	11	0.40	30	22	1	0.74
24	21	1	0.48	30	23	4	3.12
26	20	1_	0.52	30	25	2	1.72
26	21	1_	0.55	32	25	1	0.94
28	23	1	0.69	34	22	1	0.91
32	25	1	0.94	34	26	1	1.09
36	25	カラマツ	1.15	36	22	1	1.01
胸高直径	고 나 H 수	<u></u>	材積	36 38	25 25	1	1.15 1.27
<u> </u>	<u>平均樹高</u> 17		0.33	38	26	1	1.27
26	20	11	0.54	38	27	1	1.32
32	18	1	0.34	40	25	1	1.39
32	10	<u>'</u>	0.71	42	26	1	1.57
胸高直径	平均樹高	 本数	材積	72	20	モミ	1.07
30	18	1	0.64	胸高直径	平均樹高	本数	材積
36	16	1	0.80	16	9	1	0.10
46	19	1	1.50	10			0.10
50	21	1	1.94				
					計	56	35.80
				区域面積: 4.85 ha			ha
					1面積(1⋅2):	0.18	ha

		一般	用材主要樹種	種径級別内訳()	標準地)			
標準地3		アカマツ	713111	標準地5 アカマツ				
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積	
26	14	1	0.35	26	20	1	0.51	
26	17	2	0.86	28	19	1	0.55	
28	17	1	0.49	28	20	1	0.58	
28	19	1	0.55	32	20	1	0.74	
30	21	1	0.69	40	21	1	1.16	
32	18	1	0.66	40	22	1	1.21	
32	19	1	0.70	40	24	1	1.33	
34	19	1	0.78	42	20	1	1.24	
38	21	3	3.15	カラマツ				
40	21	1	1.16	胸高直径	平均樹高	本数	材積	
40	22	1	1.21	18	16	1	0.21	
42	19	1	1.18	22	14	1	0.27	
				22	15	1	0.29	
				24	17	1	0.39	
				28	16	1	0.49	
				30	21	1	0.75	
						スギ		
				胸高直径	平均樹高	本数	材積	
				24	16	1	0.35	
						モミ		
				胸高直径	平均樹高	本数	材積	
				18	8	1	0.11	
				24	12	1	0.29	
				24	14	2	0.66	
				26	14	1	0.39	
				26	15	1	0.41	
				28	14	1	0.44	
				32	14	1	0.57	
標準地4		アカマツ		標準地6		アカマツ		
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積	
22	17	1	0.32	24	17	2	0.74	
26	16	1	0.40	28	19	1	0.55	
28	16	3	1.38	28	20	1	0.58	
28	17	2	0.98	30	19	1	0.62	
34	18	1	0.74	30	22	1	0.72	
36	17	1	0.77	34	22	1	0.91	
36	20	1	0.91	36	21	1	0.96	
36	21	1	0.96	36	23	1	1.05	
44	18	1	1.23	36	25	1	1.15	
15-1-12		カラマツ	111+	38	21	1	1.05	
胸高直径	平均樹高	本数	材積	38	24	2	2.42	
12	13	1	0.07	38	26	1	1.32	
20	13	1	0.21	40	16	1	0.87	
20	15	1	0.24	40	21	1	1.16	
22	16	1	0.31	42	21	1	1.30	
22	22	1	0.43	44	20	1	1.36	
15 - 17		モミ	117+	44	25	2	3.38	
胸高直径	平均樹高	本数	材積	50	26	1	2.26	
22	12	1	0.24					
30	20	1	0.71		=1			
				小		78	57.02	
					区域面積:	11.63		
				標準地面槓	(3•4•5•6):	0.36	ha	

		一般	用材主要樹種	植径級別内訳(標準地)			
標準地7	準地7 カラマツ			標準地8	カラマツ			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積	
14	13	1	0.1	12	9	1	0.05	
16	15	1	0.15	14	13	1	0.1	
18	13	1	0.17	14	14	1	0.11	
18	14	1_	0.18	16	12	2	0.24	
18	15	1	0.19	18	13	1	0.17	
18 20	20 16	1	0.26 0.26	18 18	15 16	2	0.38 0.21	
20	17	1 2	0.20	20	15	<u>1</u>	0.21	
20	18	1	0.34	20	17	2	0.54	
20	19	1	0.3	22	15	1	0.29	
20	22	1	0.35	22	16	2	0.62	
22	16	1	0.31	22	17	1	0.33	
22	18	1	0.35	22	19	1	0.37	
22	20	1	0.39	24	18	2	0.82	
22	21	1	0.41	24	19	2	0.88	
24	19	1	0.44	26	18	1	0.48	
24	21	1	0.48	26	19	2	1.02	
24	25	1	0.58	28	18	2	1.1	
24	26	1	0.61	28	19	1	0.58	
26	20	2	1.08	30	20	1	0.71	
26	23	2	1.24	32	20	1	0.79	
26	24	4	2.6	吃	ㅠ i는 iti 는	アカマツ	++1 +	
28	20	1	0.62	胸高直径	平均樹高	本数	材積	
28 28	22 24	2	1.36 2.25	18 20	14 14	1	0.18 0.22	
28	25	1	0.78	28	18	1	0.52	
30	21	1	0.78	30	19	1	0.62	
30	22	1	0.78	32	17	1	0.62	
30	23	1	0.82	34	18	1	0.74	
30	24	2	1.72	34	21	1	0.86	
30	27	1	0.98	40	18	1	0.99	
32	23	1	0.92	40	22	1	1.21	
32	24	1	0.96	50	20	1	1.76	
32	25	1	1.01	50	21	1	1.84	
32	28	1	1.14			スギ		
34	28	2	2.52	胸高直径	平均樹高	本数	材積	
36	29	1	1.43	22	17	1	0.32	
38	24	1	1.28					
38	29	1_	1.57					
42	28	1	1.76		= 1			
				小		92	53.84	
				合		226	146.66	
				区域面積: 2.91 ha				
				標準地面積(7·8): 0.18 ha				

8 搬出の条件等

○官民界標識注意 ○土場・一部搬出路については民有地借り上げが必要となります。

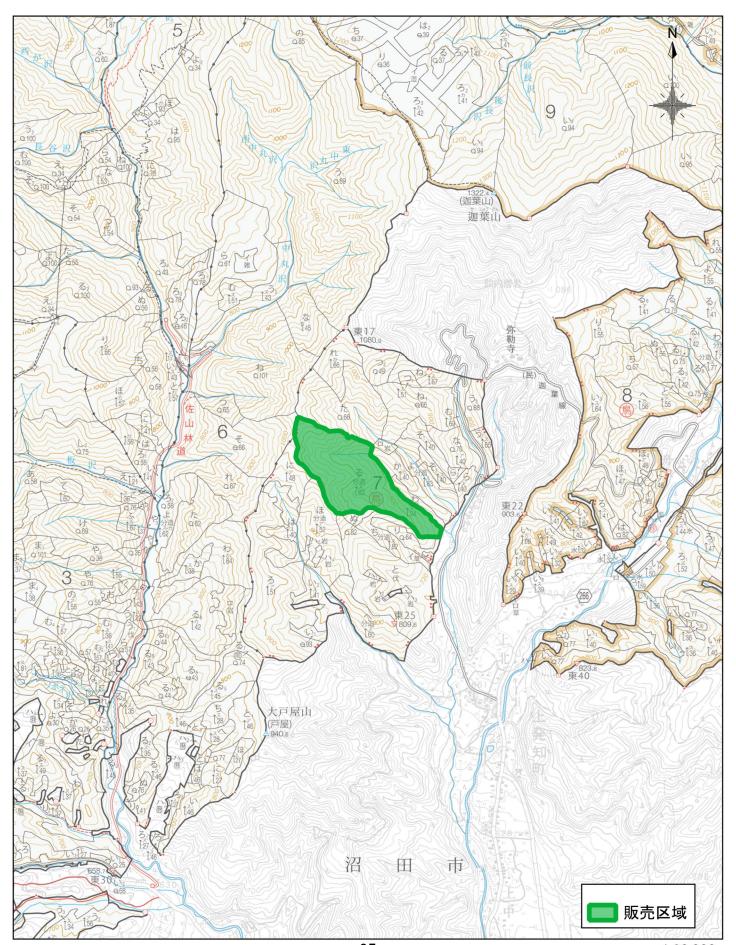
9 その他の条件等

〇本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積 比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。

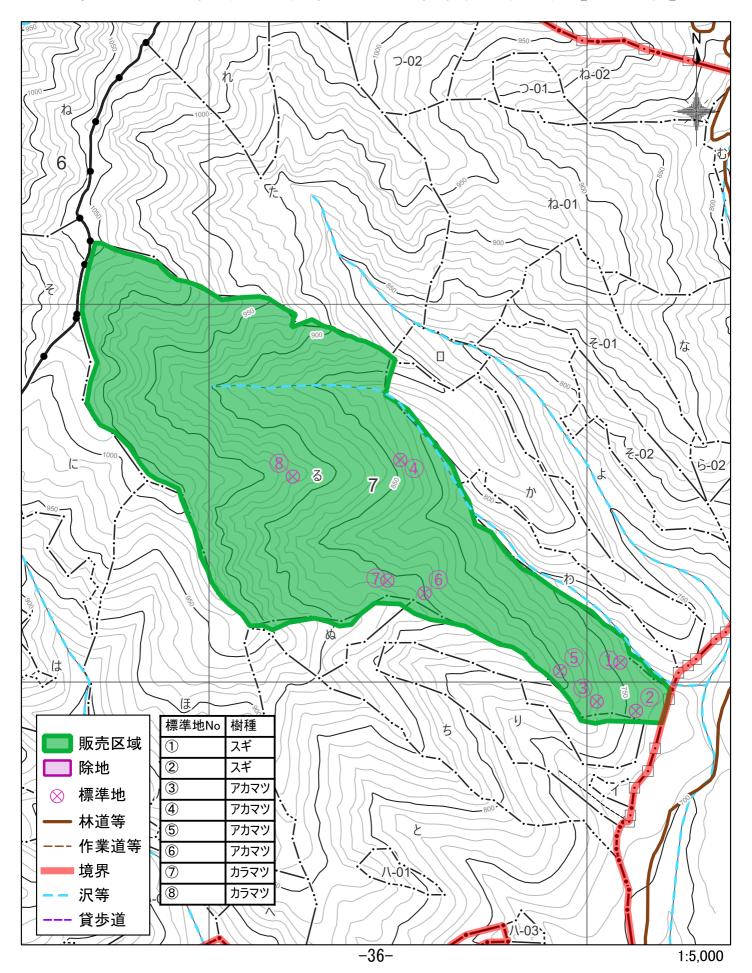
○【分収造林】

<< 物件位置図 >>

場所 : 沼田市上発知字迦葉山丙350/1国有林7る林小班 【分収造林】



場所 : 沼田市上発知字迦葉山丙350/1国有林76林小班 【分収造林】



売 払 番 号 3 号 (合計・内訳)

1	物件所在地	也 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林 38と4 林小班【分収造林】								
2	伐採方法		皆 伐							
3	伐採面積		1.27	ha		MEMO				
4	林 齢		51	年生						
5	搬出期限		36 ヶ月							
6	調査方法	7	標準地調査法		3番札					
7	物件内訳									
	樹 種	種 類	類 別	本数(本)	材積(㎡)					
ス	ギ	生立木	一般用材	_	718.24	2番札				
		一般材N計		_	718.24	2世化				
		一般材計		_	718.24					
ス	ギ	生立木	木パルプ用材	_	77.51					
低	質材L	王立小	バルン用物	_	71.13	1番札				
パルプ用材計		ł		148.64	「田化					
合計				_	866.88					

		一般	用材主要樹種	径級別内訳(標準地)		
標準地1		スギ		標準地1	スギ		
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
14	12	2	0.20	24	20	1	0.45
14	13	1	0.11	24	22	1	0.50
14	14	1	0.11	24	23	2	1.06
14	16	1	0.13	26	18	1	0.46
16	14	1	0.15	26	22	2	1.16
16	15	1	0.16	28	20	1	0.59
16	16	1	0.17	28	23	1	0.69
18	14	1	0.18	28	24	2	1.46
18	16	2	0.42	30	23	1	0.78
18	17	2	0.44	30	24	1	0.82
18	18	1	0.24	34	23	1	0.95
18	21	1	0.28	34	25	1	1.04
20	18	1	0.29	34	26	1	1.09
20	20	1	0.32	36	27	1	1.25
20	21	1	0.34	38	29	1	1.49
22	15	1	0.28	42	29	1	1.75
22	17	2	0.64	48	24	1	1.84
22	20	2	0.78				
_			·	合	計	43	22.62
					区域面積:	1.27	ha
					標準地面積:	0.04	ha

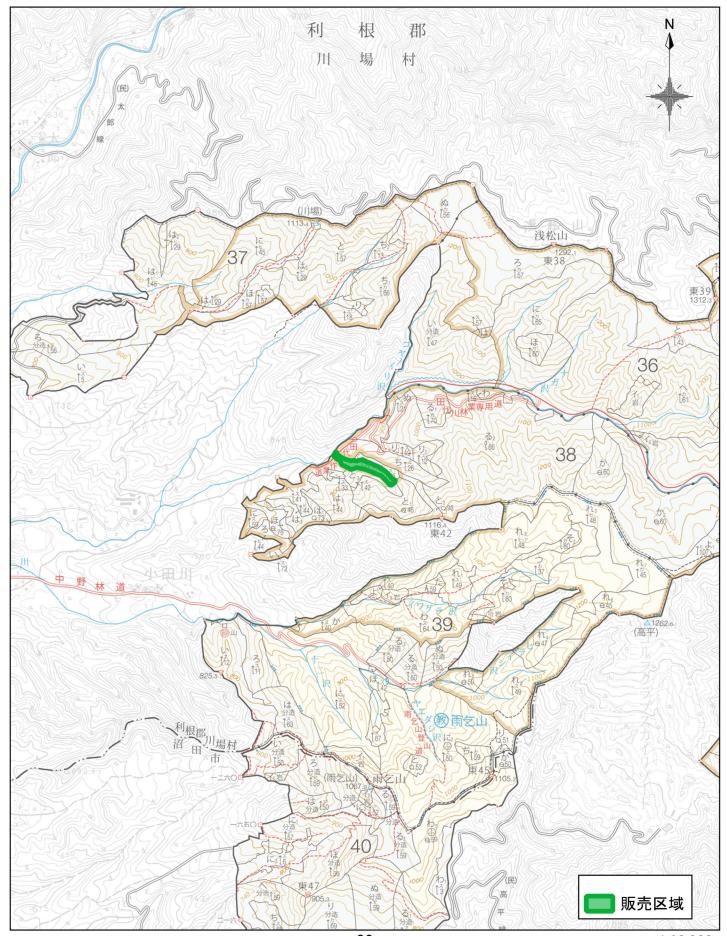
8 搬出の条件等

〇官民界標識注意

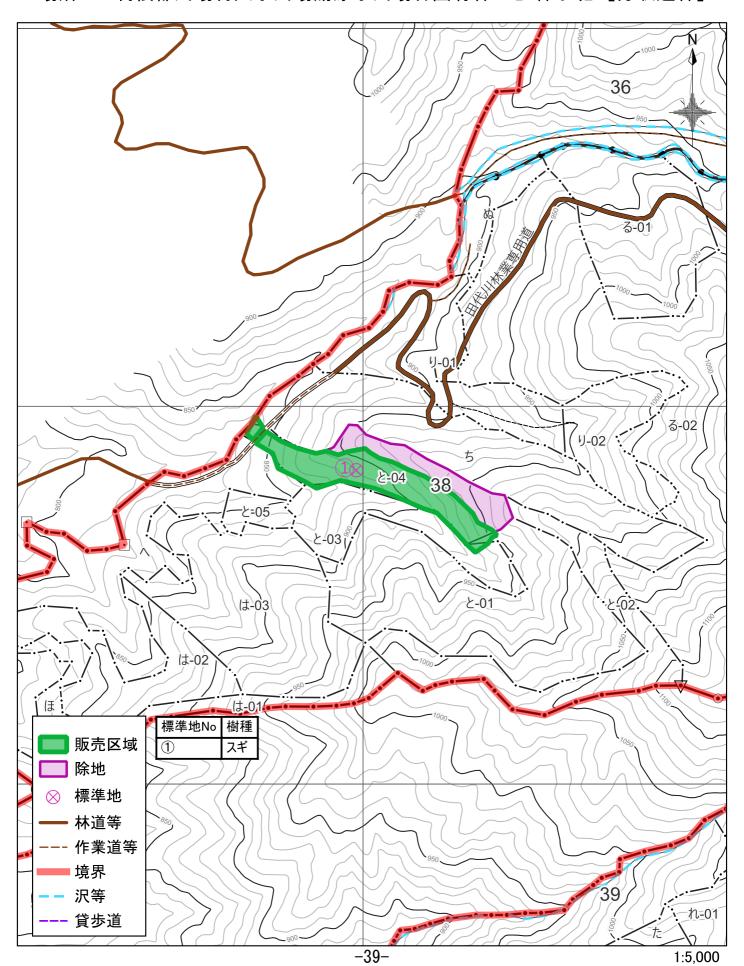
9 その他の条件等

○本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積 比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。 ○【分収造林】

場所 : 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林38と4林小班【分収造林】



場所 : 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林38と4林小班【分収造林】



売 払 番 号 4 号 (合計・内訳)

材積(㎡)

642.76

1,247.12

1 物件所在地 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林 39ぬ 林小班【分収造林】 2 伐採方法 皆 伐 3 伐採面積 2.59 ha MEMO 4 林 齢 56 年生

本数(本)

5 搬出期限 36 ヶ月 6 調査方法 標準地調査法 物件内訳

類別

一般用材

パルプ用材

種 類 生立木

-般材N計

一般材計

生立木

パルプ用材計

合計

樹 種

スギ

スギ

低質材L

	3番札	
	の田化	
責(m³)		
604.36	2番札	
604.36	Z H 116	
604.36		
348.15	1 - 1	
294.61		
0.40.70	1番札	

		一般	用材主要樹種	径級別内訳(標準地)		
標準地1		スギ		標準地3	スギ		
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積
18	15	1	0.19	22	19	1	0.36
24	17	1	0.37	24	21	1	0.48
28	22	1	0.66	24	23	1	0.53
30	19	1	0.63	26	16	1	0.40
30	19	1	0.66	26	20	1	0.52
30	19	2	1.40	28	19	1	0.55
32	23	1	0.86	28	22	1	0.66
40	24	2	2.66	28	23	1	0.69
標準地2		スギ		30	18	1	0.59
胸高直径	平均樹高	本数	材積	30	23	1	0.78
22	17	1	0.32	30	24	1	0.82
24	15	1	0.32	32	21	2	1.56
24	16	1	0.35	32	23	2	1.72
24	20	1	0.45	32	24	1	0.90
26	17	1	0.43	34	26	1	1.09
26	21	1	0.55	36	25	2	2.30
28	22	1	0.66	42	28	1	1.69
30	22	1	0.74				
38	22	1	1.11				
·	·			合	計	39	28.00
					区域面積:	2.59	ha
					標準地面積:	0.12	ha

8 搬出の条件等

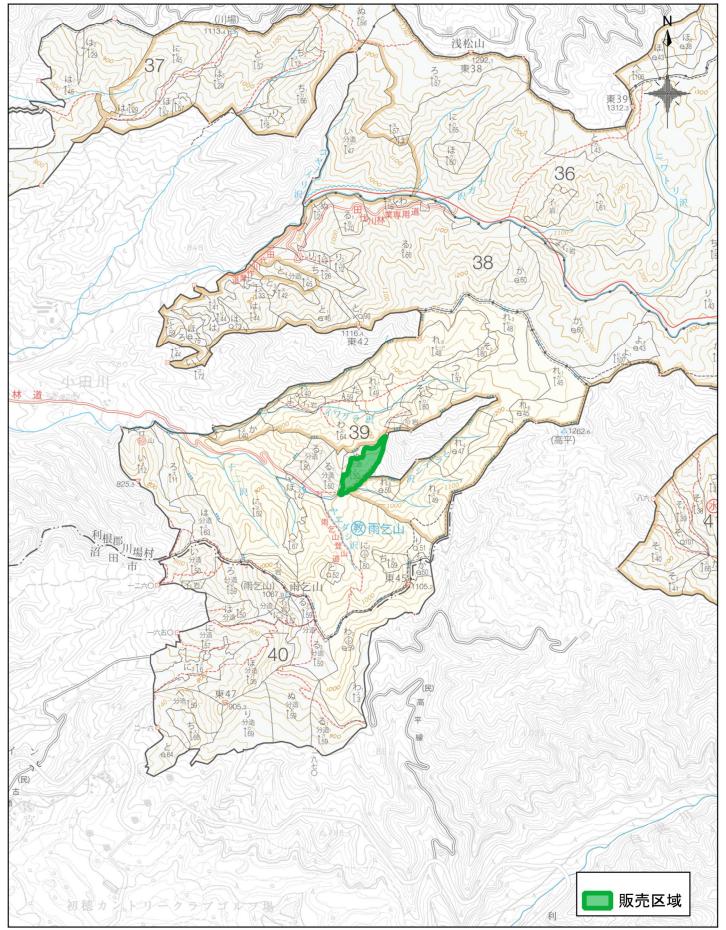
〇官民界標識注意

○5月~7月・9月~11月の火・木曜日午前9:00~10:30、午後13:00~14:30の間は、搬出作業を行わない でください。

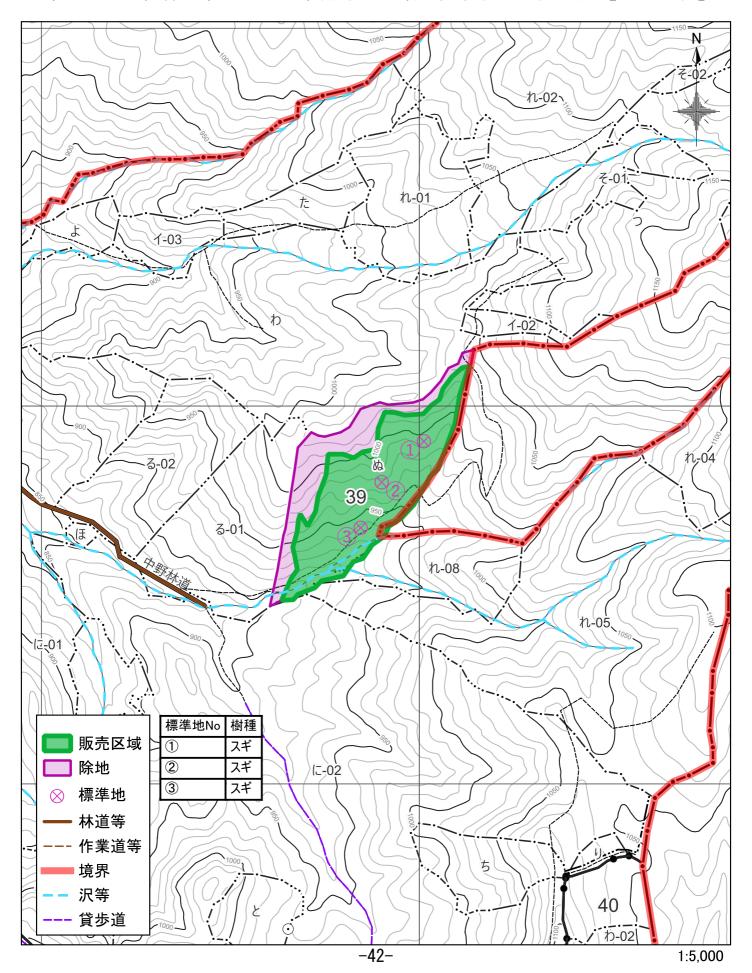
9 その他の条件等

〇本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積 比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。 O【分収造林】

場所 : 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林39ぬ林小班【分収造林】



場所 : 利根郡川場村大字川場湯原字川場谷国有林39ぬ林小班【分収造林】



売 払 番 号 5 号 (合計・内訳)

MEMO

54.18

1,408.89

4,834.26

1 物件所在地 沼田市下川田町字下川田子持山国有林 163い 林小班 【分収造林】

 2 伐採方法
 皆 伐

 3 伐採面積
 6.72 ha

 4 林 齢
 56 年生

 5 搬出期限
 36 ヶ月

パルプ用材計

合計

低質材L

6 調査方法 標準地調査法 7 物件内訳 1番札 材積(㎡) 樹種 類別 種 類 本数(本) 3,379.84 一般用材 生立木 アカマツ 45.53 -般材N計 3,425.37 一般材計 3,425.37 スギ 954.61 アカマツ パルプ用材 生立木 400.10 _

一般用材主要樹種径級別内訳(標準地)										
標準地1		スギ		標準地2	スギ					
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高		材積			
18	18	1	0.24	18	13	1	0.17			
18	20	1	0.26	18	15	1	0.19			
18	21	2	0.56	18	16	1	0.21			
20	20	1	0.32	18	17	1	0.22			
20	21	1	0.34	20	15	1	0.24			
22	17	1	0.32	20	19	1	0.30			
22	21	2	0.82	20	20	1	0.32			
22	22	1	0.43	22	15	1	0.28			
24	16	1	0.35	22	17	1	0.32			
24	21	1	0.48	22	21	1	0.41			
24	24	1	0.56	24	19	1	0.42			
24	25	1	0.59	26	16	1	0.40			
26	18	1	0.46	26	19	1	0.49			
26	23	1	0.61	28	20	1	0.59			
26	24	1	0.64	28	21	2	1.24			
26	26	1	0.70	30	21	1	0.70			
28	19	1	0.55	30	22	1	0.74			
28	21	1	0.62	30	23	1	0.78			
28	22	1	0.66	32	23	1	0.86			
28	24	1	0.73	34	24	2	2.00			
28	25	2	1.54	34	26	1	1.09			
30	25	1	0.86	36	21	1	0.96			
32	16	1	0.58	36	25	2	2.30			
32	21	1	0.78	38	24	1	1.22			
32	24	1	0.90	標準地3		スギ				
36	21	1	0.96	胸高直径	平均樹高	本数	材積			
36	23	1	1.06	26	24	1	0.64			
36	26	1	1.20	28	22	1	0.66			
36	27	1	1.25	28	24	1	0.73			
36	28	1	1.30	30	24	2	1.64			
38	24	1	1.22	30	26	1	0.90			
40	25	1	1.39	32	23	2	1.72			
40	27	1	1.51	32	26	1	0.98			
42	28	2	3.38	34	20	1	0.82			
44	24	1	1.58	34	25	1	1.04			
44	26	1	1.71	34	27	<u>1</u> 1	1.13			
				36 36	24 27	1	1.10 1.25			
				38	27	1	1.38			
				38	28	1	1.43			
				44	29	2	3.80			
				50	28	1	2.31			
				小	計	86	69.44			
					区域面積:	4.37				
				↓而 シキ	ᆂᆄᆂᅧ	0.10				

標準地面積(1):

0.12 ha

一般用材主要樹種径級別内訳(<mark>標準地</mark>)									
標準地4		スギ		標準地5		スギ			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積		
18	22	1	0.29	20	23	1	0.37		
24	22	2	1.00	22	20	1	0.39		
24	23	2	1.06	22	22	1	0.43		
26	23	1	0.61	22	23	2	0.92		
28	22	2	1.32	24	24	1	0.56		
30	23	1	0.78	24	26	1	0.61		
32	24	2	1.80	26	22	1	0.58		
34	23	1	0.95	26	25	1	0.67		
34	24	1	1.00	28	22	1	0.66		
36	24	1	1.10	28	23	2	1.38		
36	26	1	1.20	28	24	1	0.73		
38	23	1	1.16	28	25	1	0.77		
38	24	1	1.22	30	24	2	1.64		
		アカマツ		30	25	1	0.86		
胸高直径	平均樹高	本数	材積	32	24	1	0.90		
28	24	1	0.70	32	26	1	0.98		
32	23	1	0.85	34	25	1	1.04		
				46	28	1	1.99		
		-		小	計	40	30.52		
				合		126	99.96		
					区域面積:	2.35	ha		
				標準	≛地面積(1):	0.08	ha		

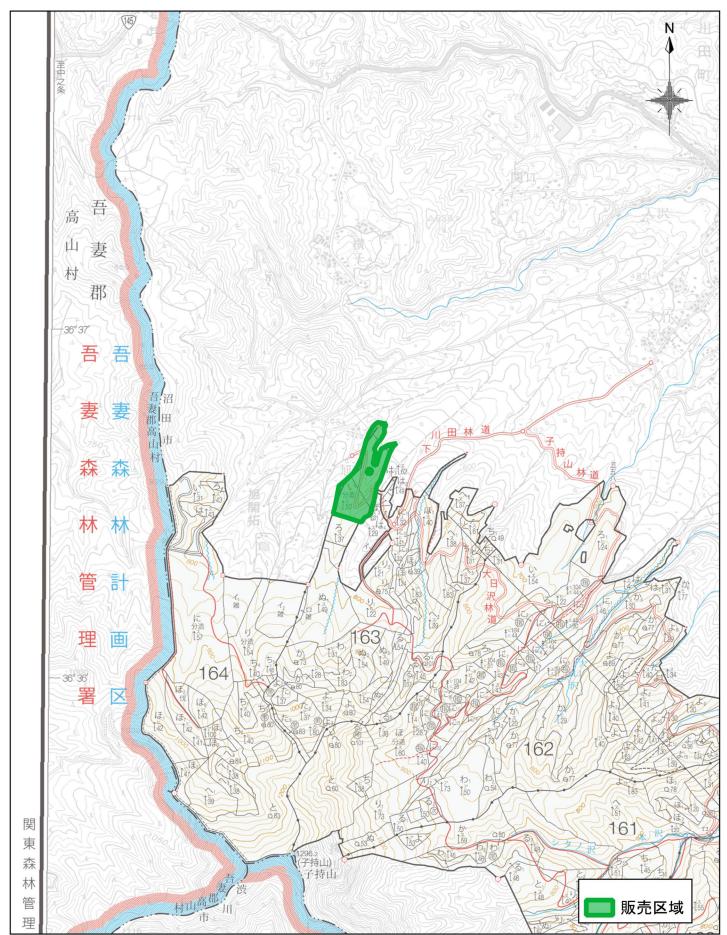
8 搬出の条件等

- 〇官民界標識注意
- 〇貸付している施設(電柱・道路施設)があるので損傷させることのないように注意してください。
- 〇送電線に接近している立木があるため、伐採する際は注意してください。 〇区域周辺に取水施設(図面青丸箇所)があるため、沢を汚さないように注意してください。

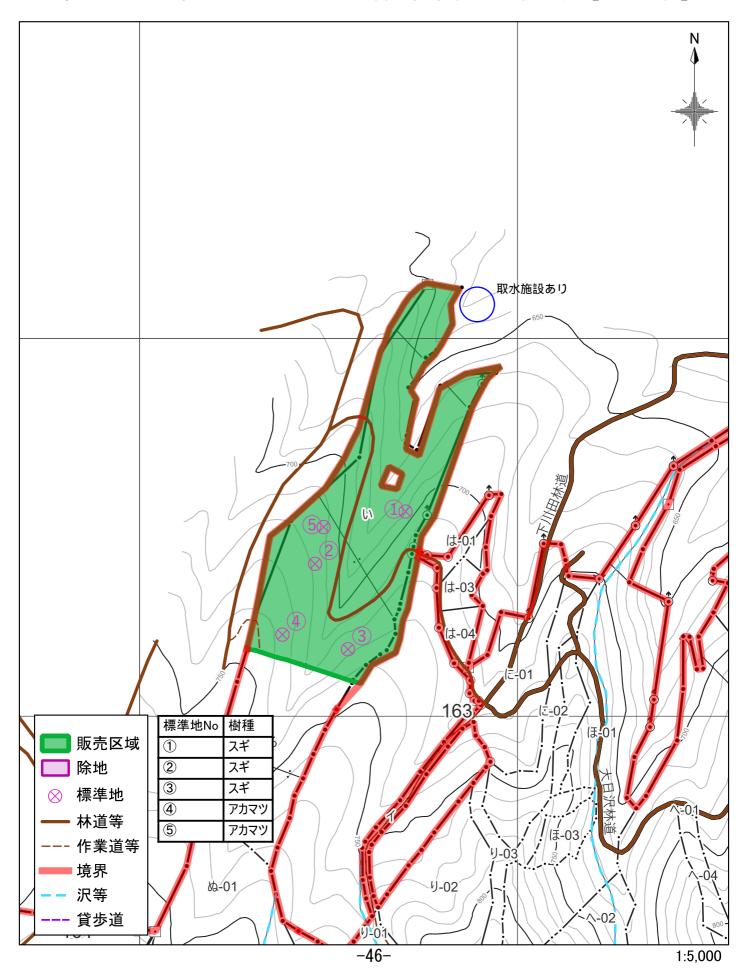
9 その他の条件等 〇本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積 比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。

O【分収造林】

場所 : 沼田市下川田町字下川田子持山国有林163い林小班【分収造林】



場所 : 沼田市下川田町字下川田子持山国有林163い林小班 【分収造林】



売 払 番 号 6 号 (合計・内訳)

МЕМО

1 物件所在地 沼田市下川田町字下川田子持山国有林 164り 林小班【分収造林】

2 伐採方法 皆 伐 3 伐採面積 5.70 ha 4 林 齢 5 搬出期限 60 年生

-- +注 36 ヶ月 標準地調本計

6 調査方法		票準地調査法			3番札	
7 物件内部	5				OHITE	
樹種	種 類	類別	本数(本)	材積(㎡)		
スギ	生立木	一般用材	_	3,541.85		
アカマツ	エエハ	加文用的	_	62.34	2番札	
	一般材N計		_	3,604.19	と曲化	
	一般材計		_	3,604.19		
スギ	生立木	パルプ用材	_	437.49		
低質材L	エエハ	バルン用物	_	139.49	1番札	
	パルプ用材計	-	_	576.98	「甘化	
	合計		_	4,181.17		

一般用材主要樹種径級別内訳(標準地)									
標準地1		スギ		標準地2		スギ			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積		
16	19	1	0.20	16	21	1	0.22		
16	20	1	0.21	18	18	1	0.24		
18	20	3	0.78	18	19	1	0.25		
18	21	1	0.28	18	23	1	0.31		
18	22	1	0.29	20	20	2	0.64		
20	20	1	0.32	20	21	2	0.68		
20	21	1	0.34	20	22	1	0.36		
20	22	2	0.72	20	23	1	0.37		
20	23	1	0.37	22	17	1	0.32		
22	20	1	0.39	22	20	1	0.39		
22	21	2	0.82	22	21	2	0.82		
22	22	3	1.29	22	22	2	0.86		
22	23	2	0.92	22	23	1	0.46		
22	24	1	0.48	24	21	1	0.48		
24	20	1	0.45	26	21	1	0.55		
24	21	1	0.48	26	22	1	0.58		
24	22	1	0.50	26	23	3	1.83		
24	23	5	2.65	26	24	1	0.64		
24	24	2	1.12	28	22	1	0.66		
24	25	1	0.59	28	25	1	0.77		
26	23	1	0.61	30	20	1	0.66		
26	24	1	0.64	30	23	1	0.78		
26	26	1	0.70	30	24	3	2.46		
28	23	3	2.07	32	22	1	0.82		
28	24	2	1.46	32	24	1	0.90		
28	25	2	1.54	32	25	2	1.88		
30	22	1	0.74	34	24	1	1.00		
30	23	2	1.56	34	25	1	1.04		
30	25	5	4.30	34	26	1	1.09		
30	26	1	0.90	36	24	1	1.10		
32	24	1	0.90	36	26	1	1.20		
32	25	1	0.94	38	29	1	1.49		
32	26	2	1.96						
34	25	2	2.08						
34	27	1	1.13						

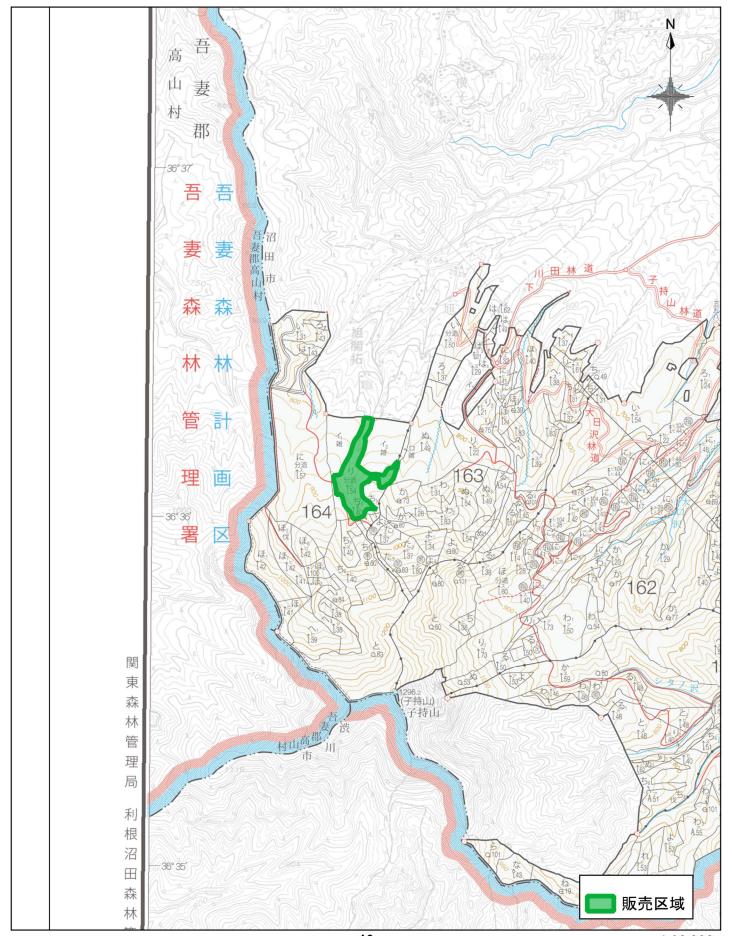
一般用材主要樹種径級別内訳(<mark>標準地)</mark>									
標準地3		スギ		標準地4		スギ			
胸高直径	平均樹高	本数	材積	胸高直径	平均樹高	本数	材積		
32	22	2	1.64	16	21	1	0.22		
32	23	1	0.86	18	21	1	0.28		
36	22	1	1.01	20	18	1	0.29		
36	25	1	1.15	20	21	1	0.34		
40	26	1	1.45	20	22	1	0.36		
48	27	1	2.07	22	22	1	0.43		
		アカマツ		24	23	1	0.53		
胸高直径	平均樹高	本数	材積	26	22	1	0.58		
44	26	1	1.75	26	25	1	0.67		
				28	27	1	0.84		
				30	24	1	0.82		
				30	25	1	0.86		
				30	26	2	1.80		
				32	24	2	1.80		
				34	25	2	2.08		
				34	27	1	1.13		
				34	28	2	2.36		
				36	28	1	1.30		
				36	29	1	1.35		
				38	25	1	1.27		
				38	26	1	1.32		
				38	27	1	1.38		
				38	28	1	1.43		
				42	27	1	1.63		
				42	29	1	1.75		
				44	26	1	1.71		
				46	30	1_	2.13		
				合	計	138	101.17		
					区域面積:	5.70			
					標準地面積:	0.16	ha		

8 搬出の条件等

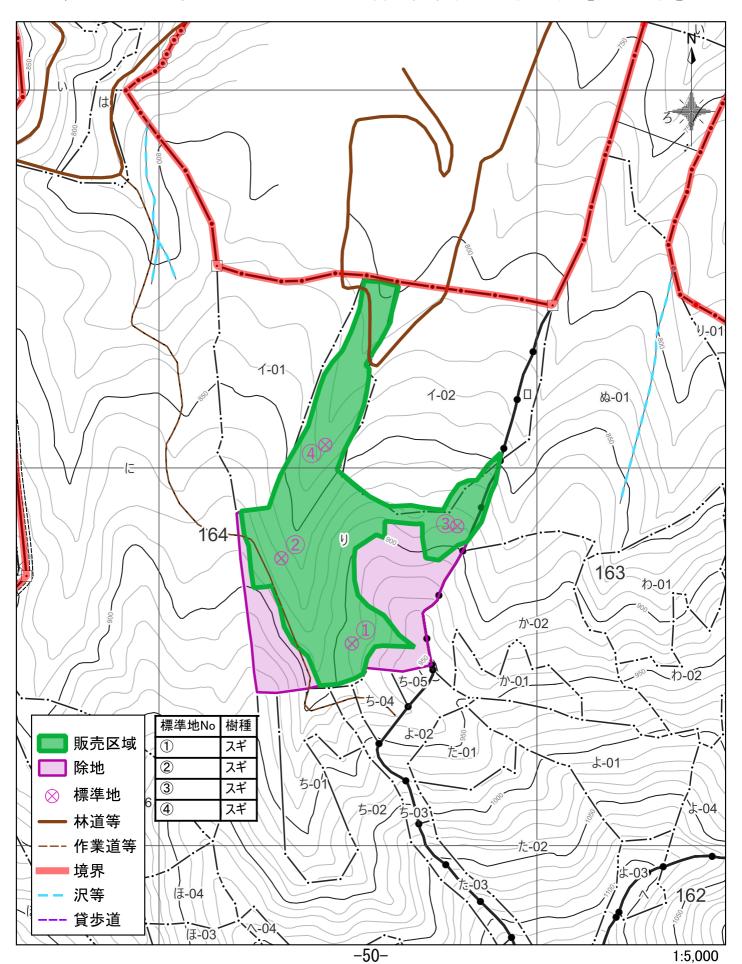
〇官民界標識注意

9 その他の条件等 〇本物件は標準地調査法により調査しておりますので、数量及び材積については、標準地の調査数量を面積 比例した目安数量となります。入札にあたりましては、現物熟覧により入札をお願いします。 〇【分収造林】

場所 : 沼田市下川田町字下川田子持山国有林164り林小班【分収造林】



場所 : 沼田市下川田町字下川田子持山国有林164り林小班 【分収造林】



森林内で作業される 事業者のみなさまへお願いします。

本県の山林においてCSF(豚熱)ウイルスに 感染した野生イノシシが確認されています!

CSFウイルスは、感染した野生イノシシのフンにも混ざっているため、<u>靴底や衣服、車のタイヤなどに付着した土などによって運ばれる可能性があります</u>。感染拡大を防ぐため、作業終了後、靴底やタイヤの土をよく落としてください。

土の中にウイルス がいる可能性が!





- ■作業場所から引き上げる時、車両等に乗り込む前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落としてください。
- ■靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒をお願いします。
- ■山林内に入った後は養豚場へ近づかないようお願いします。
- ■死亡している野生イノシシを発見した場合はお手数ですが、下記まで連絡をお願いします。

CSF(豚熱)とは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排出し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法が無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、 家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚・イノシシの病気であり人には感染しません。

【問合せ先】群馬県農政部畜産課 電話:027-226-3111